

第 号
年 月 日

殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）

年 月 日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づき、認定します。

また、本認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に従い行う、地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為に関し、許可権者の同意を得たものは、当該許可等があったものとみなされます。

記

1 認定の内容

別添地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の写しのとおり

2 個別法の特例措置

特例措置の種類	特例措置の活用	
温泉法	第3条第1項	有 別紙○参照
森林法		
農地法		
自然公園法		
河川法		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

3 認定の条件

- (1) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、阿南市に対し、時期を定めて報告すること。
- (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、阿南市地球温暖化対策推進協議会における協議を経て、阿南市の認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を阿南市に届け出てください。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の11に基づく環境影響評価法（平成9年法律第81号）の特例の適用を受けた場合は、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）受領後、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更申請を行ってください。
- (4) 地熱発電事業に関し、掘削調査段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合は、施設の規模等の決定後に、改めて施設整備等に関する認定を受ける必要があります。
- (5) 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
 - ① 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
 - ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が、「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適合しないものとなったとき
 - ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
 - ④ その他地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

第 号
年 月 日

殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について（通知）

年 月 日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由により地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、阿南市長に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、阿南市を被告として（阿南市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項関係（河川法以外））

第 号
年 月 日

環境大臣
徳島県知事 殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が同条第4項第○号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者		
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の○及びその添付書類の写し

第 号
年 月 日

河川管理者 殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備に係る行為が同条第4項第7号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者		
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の10及びその添付書類の写し

様式第5号（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第17項関係）

第 号
年 月 日

環境大臣
徳島県知事 殿
河川管理者

阿南市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について（通知）

貴殿から 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づく認定をしたため、その旨通知する。

様式第6号（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第17項関係）

第 号
年 月 日

環境大臣
徳島県知事 殿
河川管理者

阿南市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について（通知）

貴殿から 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づく認定をしなかったため、その旨通知する。

第 号
年 月 日

殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定について（通知）

年 月 日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画の変更について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づき、認定します。

また、本認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に従い行う、地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為に関し、許可権者の同意を得たものは、当該許可等があったものとみなされます。

記

1 認定の内容

別添地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（別記様式第3）の写しのとおり

2 個別法の特例措置

特例措置の種類	特例措置の活用	
温泉法	第3条第1項	有 別紙○参照
森林法		
農地法		
自然公園法		
河川法		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

3 認定の条件

- (6) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、阿南市に対し、時期を定めて報告すること。
- (7) 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、阿南市地球温暖化対策推進協議会における協議を経て、阿南市の認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を阿南市に届け出てください。
- (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の11に基づく環境影響評価法（平成9年法律第81号）の特例の適用を受けた場合は、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）受領後、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更申請を行ってください。
- (9) 地熱発電事業に関し、掘削調査段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合は、施設の規模等の決定後に、改めて施設整備等に関する認定を受ける必要があります。
- (10) 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
 - ⑤ 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
 - ⑥ 地域脱炭素化促進事業計画の内容が、「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適合しないものとなったとき
 - ⑦ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
 - ⑧ その他地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

第 号
年 月 日

殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る不認定について（通知）

年 月 日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画の変更については、下記の理由により地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、阿南市長に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、阿南市を被告として（阿南市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項関係（河川法以外））

第 号
年 月 日

環境大臣
徳島県知事 殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が同条第4項第○号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者		
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の○及びその添付書類の写し

第 号
年 月 日

河川管理者 殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備に係る行為が同条第4項第7号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者		
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の10及びその添付書類の写し

様式第11号（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第2項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について（届出）

年 月 日

阿南市長 殿

届出者

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 軽微な変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 変更日
- 4 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

第 号
年 月 日

殿

阿南市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第3項の規定に基づき、 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定した地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（阿南市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第4項関係）

第 号
年 月 日

環境大臣
徳島県知事 殿
河川管理者

阿南市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）

年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号により貴殿から同意を得て地球温暖化対策の推進
に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第3項の規定に基づき 年
月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定をした地域脱炭素化促進事業計画について
は、別添写しのとおり、その認定を取り消したので通知する。